栃木県土砂等による採取場の埋立て等に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例（平成10年栃木県条例第37号。以下「土砂条例」という。）に定めるもののほか、事業者が、採石法（昭和25年法律第291号）若しくは砂利採取法（昭和43年法律第74号）の規定による採取計画又は緊急措置命令等の命令に従って土砂等により採取場の埋立て等を行う場合における申請、届出その他の手続等について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱で使用する用語は、土砂条例で使用する用語の例による。

２　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

　一　土砂等　土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。

二　要検査土砂等　土砂等のうち、採石法、砂利採取法その他の法令の規定による許認可等を受けた採取場（以下「認可採取場等」という。）から発生する岩石、砂利、鉱石及び土砂等であって土壌の汚染のおそれがないと認められるものを除いたものをいう。

三　改良土等　要検査土砂等のうち、土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したものをいう。

四　埋立て等　採石法第33条若しくは第33条の５第１項又は砂利採取法第16条若しくは第20条第１項の認可を受けた者が行う当該認可に係る土砂等による採取跡の埋立て（採石技術指導基準書（平成15年版・経済産業省資源エネルギー庁）（以下「基準書」という。）7(3)②参照）若しくは緑化措置のために行う採取場内への客土（基準書7(4)③参照）の搬入又は採石法第33条の13若しくは第33の17又は砂利採取法第23条の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る盛土等をいう。

五　一時堆積場　一時堆積が行われる場所をいう。

六　地山　認可採取場等以外の場所であって、当該場所以外の場所からの土砂等の混合のおそれがなく、自然の状態が維持されていると知事が認めるものをいう。

（土砂等の埋立て等に係る手続）

第３条　採石法第33条若しくは第33条の５第１項又は砂利採取法第16条若しくは第20条第１項の規定による採取計画の認可を受け、当該採取計画に従って土砂等により埋立て等を行おうとする者は、栃木県岩石採取計画認可事務取扱要綱（以下「採石要綱」という。）第３条、第３条の２若しくは第７条第２項又は栃木県砂利採取計画認可事務取扱要綱（以下「砂利要綱」という。）第３条、第３条の２若しくは第７条第２項に規定する方法により知事に提出するものとする。

一　埋立て等に使用する土砂等の量

二　埋立て等に使用する土砂等の採取場所及び当該採取場所からの搬入予定量

三　埋立て等を行う区域の面積

四　埋立て等に使用する土砂等の採取場所からの搬入計画

２　前項の規定にかかわらず、埋立て等に使用する土砂等の総量の増加を伴わない採取計画の変更であって、災害の発生のおそれがないものであるときは、採石要綱第９条第１項又は砂利要綱第９条第１項に規定する軽微な変更として、知事にその旨の届出を提出するものとする。

３　第１項及び前項の認可申請書等には、次に掲げる書面等を添付するものとする。ただし、当該認可申請書等に添付する他の書面等からその内容が明らかであるもの、採取計画の変更を行おうとする場合であって当該変更により記載内容の変更を必要としないもの又はその他の事由により添付する必要がないと認められるときは、これを省略することができる。

一　埋立て等に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を用いて埋立て等を行う範囲を記載して調製した採取場の計画平面図、計画縦断面図及び計画横断面図

　二　埋立て等に使用する土砂等が確保されていること又は確保される見込みが十分であることを示す書面等及び当該土砂等を当該採取場に運搬する経路を記載した書面等

三　埋立て等に使用する土砂等の搬入予定量に係る計算書

四　埋立て等を改良土等により行う場合は、当該改良土等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に規定する産業廃棄物に該当しないことについて、当該埋立て等を行う採取場の所在地を管轄する廃棄物処理法所管行政庁へ確認したことを示す書面等

五　前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書面等

（土砂等の搬入の届出）

第４条　採石法第33条若しくは第33条の５第１項又は砂利採取法第16条若しくは第20条第１項の規定による認可を受けた者又は採石法第33条の13若しくは第33条の17又は砂利採取法第23条の規定による命令（以下「認可等」という。）を受けた者（以下「認可事業者等」という。）が、当該認可等に係る要検査土砂等を採取場に搬入しようとするときは、当該要検査土砂等の採取場所ごとに、その旨を知事に届け出るものとする。

２　前項の届出は、要検査土砂等の量が５千立方メートルまでごとに、土砂等搬入届（別記様式第１号）を作成し、次に掲げる書面等を添付して行うものとする。

一　搬入しようとする要検査土砂等の採取場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書（別記様式第２号）

二　搬入しようとする要検査土砂等に係る地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び当該採取の状況を撮影した写真並びに検査試料採取調書（別記様式第３号）及び計量証明書（計量法（平成４年法律第51号）第110条の２第１項の規定による証明書をいう。以下同じ。）

３　前項第２号の計量証明書を作成するために行う当該土砂等の地質検査は、栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則（平成11年栃木県規則第３号。以下「土砂規則」という。）第９条第４項に定める方法により行うものとする。また、当該地質検査は要検査土砂等の量が５千立方メートルごとに試料を採取の上、当該試料ごとに検査を行うこととする。

（定期検査）

第５条　前条第１項の届出をした認可事業者等は、要検査土砂等による埋立て等を開始した日から６月ごとに、当該届出に係る採取場の区域から当該区域外に排出される水の水質検査又は当該採取場において要検査土砂等による埋立て等を行った区域の土壌の地質検査を行うものとする。ただし、当該水質検査又は当該地質検査を行う必要がないと知事が認めたときは、これを省略することができる（以下「定期検査」という。）。

２　前項の水質検査は、土砂規則第11条第１項に定める方法により行うものとする。

３　第１項の地質検査は、土砂規則第12条第１項に定める方法により行うものとする。この場合において、同項第１号の表の１ヘクタール未満の項中「２」とあるのは、「２（５千平方メートル未満の場合は、１）」とする。

４　第１項の定期検査を行った認可事業者等は、当該６月を経過した日から２週間以内に、次の各号に定める書面等を添付して、水質検査等報告書（別記様式第４号）を知事に提出するものとする。

　一　土砂等による埋立て等状況報告書（別記様式第５号）

　二　水質検査の場合、当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び当該採取の状況を撮影した写真並びに第２項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書

三　地質検査の場合、当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び当該採取の状況を撮影した写真並びに第３項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書

（完了検査）

第６条　第４条第１項の届出をした認可事業者等は、要検査土砂等による埋立て等を完了したときは、当該届出に係る採取場の区域から当該区域外に排出される水の水質検査又は当該採取場において要検査土砂等による埋立て等を行った区域の土壌の地質検査を行うものとする。ただし、当該水質検査又は当該地質検査を行う必要がないと知事が認めるときは、これを省略することができる（以下「完了検査」という。）。

２　前項の完了検査において、前条第２項及び第３項の規定を準用する。

３　第１項の完了検査は、知事が指定する職員の立会いの下、知事が指定する期日に行うものとする。

４　第１項の完了検査を行った認可事業者は、知事が別に指定する日までに、次に掲げる書面等を添付して、水質検査等報告書を知事に提出するものとする。

　一　土砂等による埋立て等完了報告書（別記様式第６号）

　二　水質検査の場合、当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び当該採取の状況を撮影した写真並びに第２項で準用する前条第２項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書

三　地質検査の場合、当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び当該採取の状況を撮影した写真並びに第２項で準用する前条第３項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書

（一時堆積場の土砂等により埋立て等を行う場合の特例）

第７条　一時堆積場に堆積されている土砂等により埋立て等を行う場合は、当該一時堆積場が次の各号のいずれかに該当するときは、当該一時堆積場を当該土砂等の採取場所とみなすことができる。

一　一時堆積場内の土砂等について土砂規則第９条第２項及び第３項に規定する書面等又はこれらの書面等に相当するものとして知事が認めるもの並びに土砂規則第13条の表第２項若しくは第５項に掲げる書面等又はこれらの書面等に相当するものとして知事が認めるものが作成されていること。

二　ストックヤード運営事業者登録規定（国土交通省告示第157号）によるストックヤード運営事業者の登録制度の登録を受けていること。

三　宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第４条各号のいずれにも該当しない小規模な土石の堆積であって、土石を採取場所ごとに区分するための措置が講じられていること。

２　前項第１号の規定に該当する土砂等により埋立て等を行おうとする場合は、同号の書面等をもって、第４条第２項各号に掲げる書面等に代えることができる。

３　一時堆積場が土砂条例又は土砂条例と同等の趣旨で制定された他の地方公共団体の条例の規定による許可等を受けたものであるときは、当該許可書等の写し及び堆積土（当該一時堆積場内に現に堆積されている要検査土砂等）に係る全て搬入届の写し又は当該土砂等が全て記載された特定事業（一時堆積事業）状況報告書の写し並びに第１項第１号の書面等をもって、第４条第２項各号に掲げる書面等に代えることができる。

（地山から採取する土砂等により埋立て等を行う場合の特例）

第８条　地山を採取場所とする土砂等により埋立て等を行う場合の第４条第２項第２号に掲げる計量証明書の作成については、同条第３項の規定にかかわらず、当該地山から搬入される当該認可等における土砂等の総量に応じた数（５千立方メートルまでごとに、１）の試料を均等に採取の上、当該試料を混合したものを、１試料として行うことができ、同条第２項の規定による当該計量証明書の添付は、当該地山から搬入される土砂等の量が５千立方メートルを超える部分については、これを省略することができる。

２　地山を採取場所とする土砂等により埋立て等を行う場合の定期検査及び完了検査における地質検査については、第５条第３項（第６条第２項により準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該地山から搬入された土砂等の埋立て等を行った区域の面積に応じた数（土砂規則第12条第１項第１号の表に定めがあるとおり。ただし、表の１ヘクタール未満の項中「２」とあるのは、「２（５千平方メートル未満の場合は、１）」とする。）の試料を均等に採取の上、当該試料を混合したものを１試料として行うことができる。

（土砂等管理台帳の作成）

第９条　認可事業者等は、埋立て等に使用された土砂等について、次に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳（別記様式第７号）を作成するものとする。

一　採取場に搬入される土砂等の総量

二　採取場に搬入される土砂等の採取場所

三 採取場に搬入された土砂等の１日当たりの量

四　その他必要な事項

２　認可事業者等は、前項の規定により作成した土砂等管理台帳を記載の日から２年間保存するものとする。

（土砂等の搬入車両への表示）

第10条　認可事業者は、車両を使用し、埋立て等のために採取場へ土砂等を搬入しようとするときは、次に掲げる事項を記載したものを当該車両の見やすい箇所に表示するものとする。

一　採取場の埋立て等に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨

二　採取場の所在地

三　認可を受けた事業者にあっては、当該事業者名及び認可の番号

附　則

（適用期日）

１　この要綱は、平成18年７月１日から適用する。

（経過措置）

２　この要綱は、適用の日以後に認可の申請がなされる採取場の埋立て等から適用し、同日前に認可の申請がなされた採取場の埋立て等については、この要綱の適用後も、なお従前の例による。

３　前項に定めるもののほか、この要綱の適用に関し必要な経過措置は、知事が別に定める。

附　則

この要綱は、平成31年７月１日から適用する。

附　則（令和３年３月25日改正）

この要綱は、令和３年６月１日から適用する。

附　則（令和７年２月18日改正）

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

２　前項に定めるもののほか、この要綱の適用に関し必要な経過措置は、知事が別に定める。